

2 継続の必要性

(1) 必要性

産廃税導入以降、産業廃棄物の排出量は減少の傾向を示すとともに、再生利用率は平成14（2002）年度の約30％から平成27（2015）年度には約43％と向上し、最終処分量は大幅に減少している。不法投棄についても、1件当たりの投棄量が10t以上の事例は、件数・投棄量ともに大幅に減少している。

岡山県の産業廃棄物施策については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処理業者への許認可や適正処理の指導、不法投棄などの不適正処理事案への事後的・対症療法的な対策に加え、産廃税導入以降は、産業廃棄物に係る3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）促進のための「産業活動の支援」、不法投棄防止のための監視体制の強化や普及啓発活動などを行う「適正処理の推進」、事業者の事業活動に大きな影響を与える県民のライフスタイルを変革し、3Rの推進に向けた県民の実践的な取組等を誘導するための「意識の改革」を3つの柱として、技術開発への支援、不法投棄の事前防止に重点を置いた事業を行ってきたところである。

産廃税の導入により、産業廃棄物の発生抑制や再生利用促進が動機付けられるとともに、同税を活用して実施した各種事業が、排出事業者側のコスト削減努力、中間処理の技術革新、発生抑制に対する意識の向上などを後押しし、産業廃棄物の排出量の削減、再生利用率の向上とそれに伴う最終処分量の削減及び不法投棄の大幅な減少につながったと考えられる。

循環型社会を構築していくためには、引き続き、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用を推進していくとともに、事業者や県民の意識の改革を進めていくことが必要である。また、産業廃棄物の不法投棄も根絶には至っておらず、引き続き、その防止対策を行っていく必要がある。

目的税である産廃税は、産業廃棄物に係る3R促進のための動機付けとしての役割を果たすことが今後とも期待できるとともに、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」の3つを柱とした事業を行うための貴重な財源、特に、次世代を担う子供たちへの継続的な環境教育のための財源として必要なものとなっていることから、当分の間、制度は継続すべきである。

(2) 税制度

産廃税を継続するに当たり、税率、課税方式などの税制度についても検討を行った。

ア 税率

税率については、平成14（2002）年3月の税制懇話会報告書における次の視点から検討を行った。

[検討の視点]

税率は、企業活動に重大な影響を与えず、県外に産業廃棄物が流出しない範囲で、かつ、経済的手法として産業廃棄物の発生抑制のインセンティブ効果がある水準であることが必要である。

（平成14年3月岡山県税制懇話会報告書から抜粋）

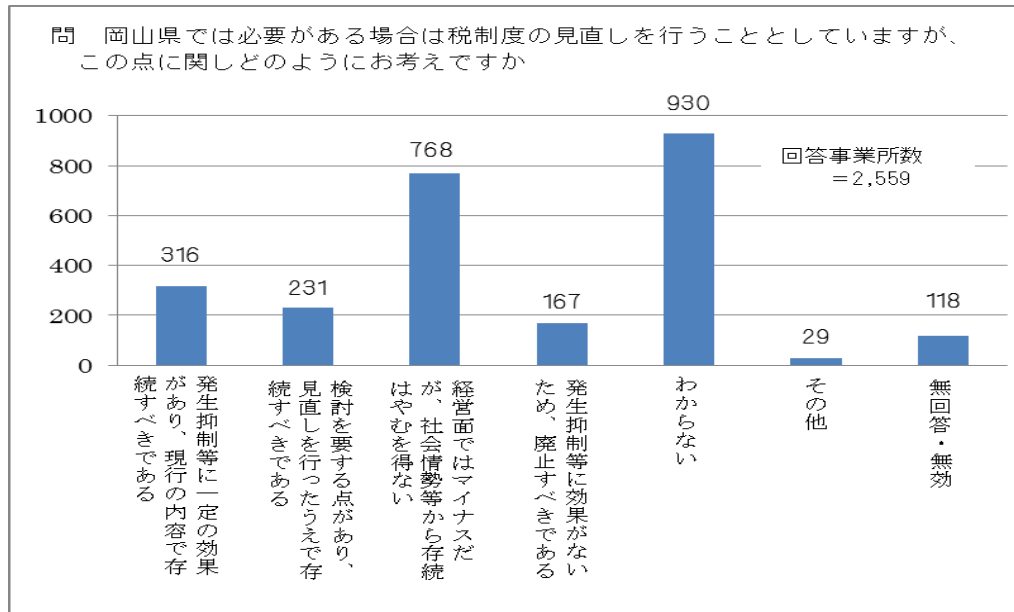
（ア）企業活動に重大な影響を与えない水準であるか。

県内の産業廃棄物排出量の98.2%を占める製造業、電気・ガス・水道業、建設業について、岡山県民経済計算による県内総生産額及び国民経済計算による国内総生産額から、平成13（2001）年度から平成26（2014）年度まで（国内総生産額にあつては平成13（2001）年から平成26（2014）年までの暦年）の業種ごとの総生産額を抽出し、比較を行ったところ、推移傾向に大きな乖離は見られないことから、経済計算に反映される程度の重大な影響を与えているとはいえない。

また、排出事業者側の意識の観点から企業活動への重大な影響の有無についてみると、岡山県が実施した平成27年度岡山県産業廃棄物実態調査の報告書によれば、「わからない」という回答が36%あるものの、他の回答のうち明確に産廃税の廃止を求める意見は、「発生抑制等に効果がないため、廃止すべきである」の7%のみであり、産廃税の税率が企業活動に重大な影響を及ぼしているとは考えにくいと思われる。

さらに、特定の業種における影響についてみると、総回答数のうち、5%以上を占める建設業（16%）、製造業（37%）、運輸業（9%）、卸・小売業（8%）、医療・福祉（14%）について、回答別の割合を比較したところ、大きな偏りもみられないことから、特定の業種の活動に影響を与えている可能性も低いものと考えられる。

【産廃税の見直しに関するアンケート結果】



出典：平成27年度岡山県産業廃棄物実態調査報告書

【産廃税の見直しに関するアンケート結果（業種別）】

業種名	業種別の回答数と総回答数に占める割合		発生抑制等に一定の効果があり、現行の内容で存続すべきである		検討を要する点があり、見直しを行ったうえで存続すべきである		経営面ではマイナスだが、社会情勢等から存続はやむを得ない		発生抑制等に効果がないため、廃止すべきである		わからない		その他		無回答	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
林業	16	1%	0	0%	4	25%	2	13%	1	6%	6	38%	0	0%	3	19%
漁業	3	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	33%	1	33%	1	33%
鉱業	18	1%	2	11%	1	6%	3	17%	0	0%	11	61%	0	0%	1	6%
建設業	420	16%	62	15%	41	10%	132	31%	25	6%	145	35%	1	0%	14	3%
製造業	959	37%	112	12%	87	9%	309	32%	71	7%	329	34%	15	2%	36	4%
電気・水道業	65	3%	17	26%	6	9%	22	34%	1	2%	15	23%	0	0%	4	6%
情報通信業	66	3%	10	15%	8	12%	14	21%	2	3%	29	44%	1	2%	2	3%
運輸業	234	9%	25	11%	22	9%	57	24%	16	7%	100	43%	1	0%	13	6%
卸・小売業	197	8%	27	14%	24	12%	53	27%	12	6%	66	34%	1	1%	14	7%
物品賃貸業	34	1%	3	9%	1	3%	7	21%	0	0%	20	59%	1	3%	2	6%
学術・専門	24	1%	7	29%	3	13%	3	13%	1	4%	7	29%	2	8%	1	4%
宿泊・飲食	105	4%	8	8%	4	4%	31	30%	4	4%	44	42%	0	0%	14	13%
生活関連業	34	1%	0	0%	4	12%	10	29%	1	3%	14	41%	2	6%	3	9%
医療・福祉	349	14%	39	11%	23	7%	116	33%	32	9%	126	36%	4	1%	9	3%
サービス業	33	1%	3	9%	3	9%	9	27%	0	0%	17	52%	0	0%	1	3%
公務	2	0%	1	50%	0	0%	0	0%	1	50%	0	0%	0	0%	0	0%
業種合計	2559	-	316	12%	231	9%	768	30%	167	7%	930	36%	29	1%	118	5%

出典：平成27年度岡山県産業廃棄物実態調査報告書

(イ) 県外に産業廃棄物が流出しない水準であるか。

県内の事業所で排出された産業廃棄物のうち、県外で最終処分された産業廃棄物は、平成14（2002）年度以降、5千tから34千tまでの間で推移しており、最大でも県内における排出量の0.5%程度に過ぎないことから、産廃税の税率が県外への流出に大きく影響しているとは考えにくい。

(ウ) 経済的手法として産業廃棄物の発生抑制のインセンティブ効果がある水準であるか。

県内で発生した産業廃棄物の排出量は、一時的な増加はみられるものの、産廃税の導入前の平成14（2002）年度の6,828千tから、平成28（2016）年度は5,479千tへと大幅に減少している。

産廃税の導入が排出事業者のコスト削減努力への動機付けとして働き、発生抑制や再生利用を促進するとともに、同税を活用して実施した各種事業が技術革新や意識向上を後押ししたと考えられることから、インセンティブ効果が一定程度現れたものと考えられる。

(エ) その他

産業廃棄物関係税を導入している27道府県が、税率を1t当たり1,000円としていること、当該税率から見直しを行う動きがみられないことから、税率を変更する必要はないと考えられる。

イ 課税方式等

27道府県において導入されている産業廃棄物関係税の現行の課税方式には、三重県及び滋賀県が採用している排出事業者申告納付方式と、当県を含め25道府県で採用している最終処分業者特別徴収方式がある。

排出事業者申告納付方式は、排出量抑制に主眼を置き、排出事業者自らが申告納付をする方式であるが、全ての排出事業者に課税することは納税義務者の把握が困難であり、脱税等の不正を招くおそれがあるとともに、徴税コストが増大することとなる。

一方、当県でも採用している最終処分業者特別徴収方式は、最終処分業者を特別徴収義務者とする制度であり、最終処分場に産業廃棄物を搬入する全ての排出事業者又は中間処理業者を納税義務者とすることができるため、税負担の公平性を確保でき、徴税コストを縮減できる。

産業廃棄物関係税を導入している27道府県のうち25道府県でこの課税方式が採用されていること、産廃税に係る課税方式として定着していること、岡山県の産廃税制度は最終処分場への搬入1tにつき千円とシンプルで分かりやすいものであり、税制度の変更や複雑化によって脱税や不申告等が増加するおそれがあることなどを勘案すれば、課税方式等現在の制度を変更する必要はないものと考えられる。

【岡山県における産廃税の仕組み】

納税義務者	排出事業者又は中間処理業者 (最終処分場に産業廃棄物を搬入する者)
課税標準 税率	最終処分場への搬入量1トンにつき1,000円
仕組み	<pre> graph TD A[排出事業者] -- "納税義務者" --- B["(自社処分)"] A -.-> C[中間処理業者] C -- "納税義務者" --- D["(自社処分)"] A -- "課税" --> E[最終処分業者] C -- "課税" --> E B -- "課税" --> C D -- "課税" --> E E -- "特別徴収義務者" --- F["申告納入"] --> G[県] B -- "自生品納付" --> G </pre>